

函 企 交

令和 8 年(2026年) 8 月28日

総務常任委員会委員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、本年 8 月に書面開催された「函館市地域公共交通協議会
令和 8 年度第 2 回総会」において議題として提出された資料を、下記のとおり配
付いたします。

記

○ 配付資料

- ・ 函館市地域公共交通協議会 令和 8 年度第 2 回総会資料

(計画推進室新幹線・地域交通政策課 TEL 21-3625)

令和 8 年度第 2 回函館市地域公共交通協議会総会（書面協議会）
議題要旨・資料目次

< 議題要旨 >

議題 番号	議題	概要
1	バス路線における令和 8 年度 冬期ダイヤ改正について	令和 8 年 1 0 月 1 日に、函館バス株式会社が実施を 予定するダイヤ改正のうち、系統の廃止等について、 事前協議を要するもの。 【一部路線廃止・一部停留所廃止】 55 各系統 【系統廃止・一部路線廃止・一部停留所廃止】 66 系統
2	令和 8 年度函館市生活交通改 善事業計画（案）について （ユニバーサルデザインタクシ ー等導入促進事業）	国のユニバーサルデザインタクシー導入に係る補助 制度においては、事業者が国に対し補助申請を行う際 に地域協議会の策定する改善事業計画を添付すること が必要となっていることから、改善事業計画案につい て協議するもの。

< 資料目次 >

資料 1 バス路線における令和 8 年度冬期ダイヤ改正について

資料 2 令和 8 年度函館市生活交通改善事業計画（案）について
（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）

バス路線における令和 8 年度 冬期ダイヤ改正について

1	一部路線廃止、一部停留所廃止および系統廃止	・・・	1 ページ
①	5 5 各系統	・・・	2 ページ
	運行経路図、利用状況		
②	6 6 系統	・・・	6 ページ
	運行経路図、利用状況		

1 一部路線廃止、一部停留所廃止および系統廃止

函館バスでは令和8年10月1日に実施するダイヤ改正にあたり、冬期間における安全運行の確保およびダイヤ効率化を目的として下記の通りバス路線の変更を予定しており、これらについて協議いたします。

○協議事項一覧

	対象系統	起終点	見直しの内容	実施日
①	5 5 各系統	赤川 ⇔(下赤川・赤川貯水池・赤川小学校・ 低区貯水池・赤川1丁目・函館地方気象台前) ⇔亀田支所前・昭和ターミナル・千代台 函館駅前・西高校前	一部路線廃止 一部停留所廃止	R8. 10. 1 (2026. 10. 1)
②	6 6 系統	昭和ターミナル ⇒(南石川・石川町中央・亀田中野・赤川入口・ 亀田支所前・神山通・五稜郭・湯倉神社前・ 湯川団地中央・旭岡小学校前・西旭岡3丁目) ⇒旭岡中学校前	系統廃止 (平日 1 便/日⇒0 便/日) 一部路線廃止 一部停留所廃止	

① 55各系統

(1) 見直しの内容：一部路線廃止および一部停留所廃止

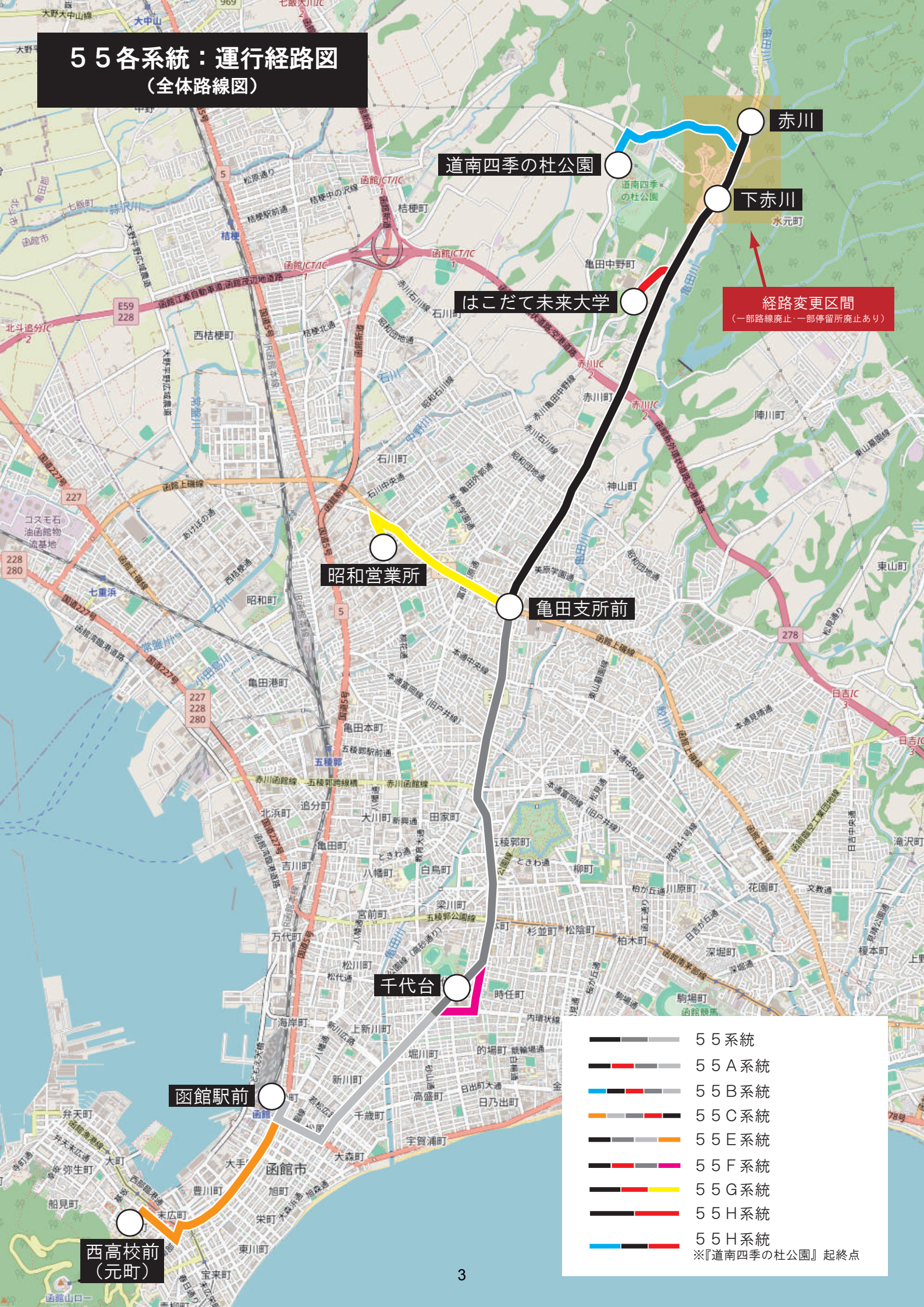
(2) 路線の概要

	＜現行＞	＜見直し後＞
運行経路	赤川・道南四季の杜公園 ⇔下赤川・赤川4区・(はこだて未来大学)・赤川貯水池・赤川3区・赤川小学校・浄水場下・低区貯水池・赤川入口・赤川1丁目・赤川通・函館地方気象台前 ⇔亀田支所前・昭和ターミナル・千代台・函館駅前・西高校前 ※一部停留所省略 ※「道南四季の杜公園」は土日祝のみ一部系統の起終点停留所 ※「はこだて未来大学」は一部系統のみ経由	赤川・道南四季の杜公園 ⇔下赤川・赤川4区・(はこだて未来大学)・赤川貯水池・赤川3区・赤川小学校・浄水場下・低区貯水池・赤川入口・赤川1丁目・赤川通・函館地方気象台前 ⇔亀田支所前・昭和ターミナル・千代台・函館駅前・西高校前 ※一部停留所省略 ※「道南四季の杜公園」は土日祝のみ一部系統の起終点停留所 ※「はこだて未来大学」は一部系統のみ経由
運行系統	55系統・55A系統 55B系統・55C系統 55E系統・55F系統 55G系統・55H系統	55系統・55A系統 55B系統・55C系統 55E系統・55F系統 55G系統・55H系統
廃止区間 距離	【道道】240m 【私有地】30m ※私有地は旋回場内	路線廃止

(3) 見直しの考え方

- (ア) 「赤川」停留所におけるバス車両の転回について、従来利用していた旋回場の利用継続が困難となったため、現在は暫定的に道路上での転回を実施しているものの、この方法では積雪時における安全確保が困難であると想定。
- (イ) 通年での安全運行を確保するため、当該停留所における転回方法の見直しに伴い、最小限の経路変更を実施。
- (ウ) 路線の経路変更実施により、一部路線廃止および一部停留所廃止を伴う。(別添資料参照)

5 5 各系統：運行経路図 (全体路線図)



- 5 5 系統
- 5 5 A 系統
- 5 5 B 系統
- 5 5 C 系統
- 5 5 E 系統
- 5 5 F 系統
- 5 5 G 系統
- 5 5 H 系統
- 5 5 H 系統
※『道南四季の杜公園』起終点

5 5 各系統：運行経路図
(一部路線廃止・一部停留所廃止)



現在の転回方法では、積雪や雪山が無い状態でも車体が道路外に突出しており、かつ縁石開口部付近の幅員余裕が乏しい状態となっている。

このため、冬期間においては積雪や雪山が車両転回の妨げとなることが想定され、転回時における安全を確保するために経路変更を行うものである。



旧：赤川
(停留所廃止)

路線廃止区間
(道道：240m 私有地：30m)

■変更後の車両転回方法について

①「赤川」を起終点とする系統の場合

→「新：赤川（赤川方面行き）」の停留所を通過後、
道道 347 号線から右折して赤川 9 号線へ
→赤川 9 号線を経由して南下し、道道 347 号線に復帰

②「道南四季の杜公園」を起終点とする系統の場合

→「道南四季の杜公園」停留所にて車両転回を行うため、
従来の運用から変更なし
→「新：赤川」停留所は道道 347 号線上で乗降扱いを行い、
赤川 9 号線は経由しない

下赤川（至 赤川）

下赤川（至 亀田支所前）

新：赤川
(移設・名称変更後)

新：赤川
(名称變更後)

赤川4区

赤川4区

■「下赤川」停留所は、下記の通り変更を実施

①停留所名称を「赤川」に変更

→従来の利用者に配慮し、行先名称を維持するため名称変更を実施

②赤川方面行き停留所の移設を実施

- 経路変更に伴い、亀田支所方面に約 80m ほど移動
- 「道南四季の杜公園」行きを除く 55 各系統の起終点停留所
- 「道南四季の杜公園」行きの系統でも乗降可能

③亀田支所前行き停留所は現状維持

→「道南四季の杜公園」始発便のみ乗降可能
→「道南四季の杜公園」への乗り入れ運行終了後は休止扱い

■「赤川4区」停留所は、上下線ともに現状から変更なし

—— 改正後経路

■ ■ ■ ■ ■ 現行經路

 路線廃止区間

② 66系統

(1) 見直しの内容：系統廃止、一部路線廃止および一部停留所廃止

(2) 路線の概要

	＜現行＞	＜見直し後＞
運行経路	昭和ターミナル（5:54 発） ⇒南石川・石川町中央・函館高等支援学校・亀田中野・赤川入口・亀田支所前・神山通・西堀病院前・五稜郭・深堀町・湯倉神社前・トラピスチヌ入口・湯川団地中央・旭岡小学校前・西旭岡3丁目 ⇒旭岡中学校前（7:05 着） ※一部停留所省略	系統廃止 一部路線廃止 一部停留所廃止
運行回数	【平日】1便／日 ※昭和ターミナル 5:54 発のみ	
運行距離	22.4km	
廃止区間 距離	【市道】3,021m ※廃止区間合計	

(3) 見直しの考え方

(ア) 当系統のみ運行している区間（路線廃止区間）の利用実績が極めて少なく、かつ他系統と経路上の重複が多く代替利用も容易であることから、ダイヤ効率化を図るため系統廃止を実施。

(イ) 当系統の廃止により、一部区間において路線廃止を伴う。（別添資料参照）

66系統：運行経路図 (系統廃止・一部路線廃止・一部停留所廃止)



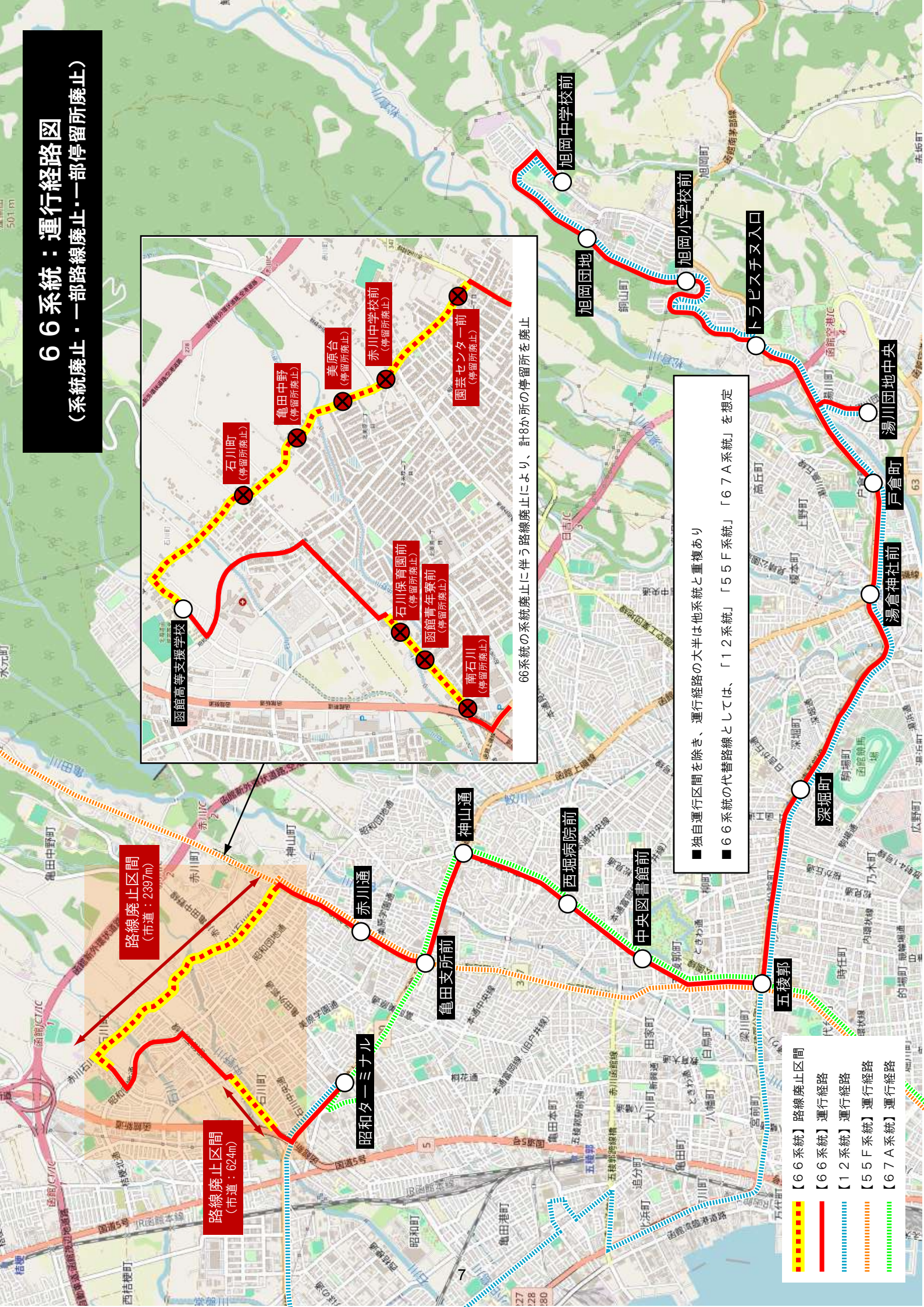
56系統の系統廃止に伴う路線廃止により、計8か所の停留所を廃止

- 独自運行区間を除き、運行経路の大半は他系統と重複あり
- 66系統の代替路線としては、「12系統」「55F系統」「67A系統」を想定

- 【66系統】路線廃止区間
- 【66系統】運行経路
- 【12系統】運行経路
- 【55F系統】運行経路
- 【67A系統】運行経路

路線廃止区間
(市道：2397m)

路線廃止区間
(市道：624m)



【6 6 系統】乗降利用実績表（対象期間：2026.4.1-2026.5.19における平日の計31日間）

停留所名称	6 6 系統		
	5 : 5 4 発		
	乗車人数平均 (1日平均利用者数)	降車人数平均 (1日平均利用者数)	各停留所通過後の 乗車人数平均
昭和ターミナル	0.2名		0.2名
新都市病院前	0.0名	0.0名	0.2名
南石川（廃止停留所）	0.0名	0.0名	0.2名
函館青年寮前（廃止停留所）	0.0名	0.0名	0.2名
石川保育園前（廃止停留所）	0.0名	0.0名	0.2名
石川町中央	0.0名	0.0名	0.2名
石川町会館前	0.0名	0.0名	0.2名
函館石川郵便局	0.0名	0.0名	0.2名
函館高等支援学校入口	0.0名	0.0名	0.2名
函館高等支援学校	0.0名	0.0名	0.2名
石川町（廃止停留所）	0.0名	0.0名	0.2名
亀田中野（廃止停留所）	0.0名	0.0名	0.2名
美原台（廃止停留所）	0.0名	0.0名	0.2名
赤川中学校前（廃止停留所）	0.0名	0.0名	0.2名
園芸センター前（廃止停留所）	0.0名	0.0名	0.2名
赤川入口	1.1名	0.0名	1.3名
赤川1丁目ライフプレステージ白ゆり美原前	0.0名	0.0名	1.3名
赤川通	0.2名	0.0名	1.5名
函館地方気象台前	0.0名	0.0名	1.5名
亀田支所前	3.5名	0.0名	5.1名

※交通系ICカードの利用実績による集計

- 路線廃止区間が含まれる「昭和ターミナル」から「亀田支所前」までの区間にて利用傾向の分析を実施。
- 赤字記載の廃止停留所では利用実績が殆ど見られず、路線廃止による沿線住民への影響は最小限に留まると想定。
- 「赤川入口」からは平均して1名以上の利用傾向が見られ、これらは運行経路図の通り他系統での代替利用が可能。

令和8年度函館市生活交通改善事業計画
(ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)

資料 2

令和8年(2026年) 8月 日
(名称) 函館市地域公共交通協議会
(代表者名) 会長 佐々木 恵一

1. 生活交通改善事業計画の名称
令和8年度函館市生活交通改善事業計画 (ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
ユニバーサルデザインタクシー等(福祉タクシー車両を含む。以下同じ。)の導入は、高齢者や障がい者をはじめとした多様なタクシー利用者の移動の利便性や安全性の向上に寄与する公共性の高い事業であり、今後においても誰もが利用しやすい環境を整備するため、導入を促進する必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
令和8年8月1日現在、函館市内に主な営業所を置くタクシー事業者が運行するユニバーサルデザインタクシーの台数は134台であり、タクシー車両全体の19.94%となっている。今後もユニバーサルデザインタクシーの導入を促進するため、令和8年度中にユニバーサルデザインタクシー20台を導入する。 なお、函館市を含む函館交通圏が、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)」に基づく準特定地域としての指定を受けていることから、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入にあたっては現行車両との代替によるものとする。
(2) 事業の効果
函館市内においてタクシーを利用するすべての人が快適に移動できるようになるほか、特に高齢者や障がい者等にとっては、移動に係る身体負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
事業の内容：実施事業者(補助対象事業者)
(内容) ユニバーサルデザインタクシー 20台 函館交通(株) 3台(レベル1:1台, レベル準1:2台) (株)桔梗ハイヤー 3台(すべてレベル1) 道南ハイヤー(株) 5台(すべてレベル1) 東海ハイヤー(株) 4台(すべてレベル1) 函館第一交通(株) 2台(すべてレベル1) (株)函館第一交通 3台(すべてレベル1)
(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) 別紙のとおり

令和8年度（当該年度）

※総事業費については見込み額を記載。

※国費負担（補助金）額は、 レベル１・２：１台あたり６０万円、
レベル準１：１台あたり４０万円として記載。

※市負担（補助金）額は、 レベル１・２：１台あたり３０万円、
レベル準１：１台あたり２０万円として記載。

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

7. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年8月13日	令和3年度第2回函館市生活交通協議会（書面協議）を開催 令和3年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和4年4月25日	函館市生活交通協議会の後継となる函館市地域公共交通協議会を設立
令和4年6月24日	令和4年度第2回函館市地域公共交通協議会を開催 令和4年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和5年8月28日	令和5年度第2回函館市地域公共交通協議会を開催 令和5年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和6年7月12日	令和6年度第3回函館市地域公共交通協議会を開催 令和6年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和7年8月22日	令和7年度第3回函館市地域公共交通協議会を開催 令和7年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和8年8月 日	令和8年度第2回函館市地域公共交通協議会を開催 令和8年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認（予定）

8. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道渡島総合振興局地域創生部， 北海道渡島総合振興局函館建設管理部
関係市区町村	函館市企画部，土木部，港湾空港部
交通事業者・交通 施設管理者等	函館バス(株)，函館市企業局交通部，北海道旅客鉄道(株)、 道南いさりび鉄道(株)，(一社)函館地区ハイヤー協会， 函館地区バス協会，函館地区交通運輸産業労働組合協議会， 北海道開発局函館開発建設部，北海道警察函館方面本部， 北海道警察函館方面函館中央警察署， 北海道警察函館方面函館西警察署
地方運輸局	北海道運輸局鉄道部，北海道運輸局函館運輸支局
その他協議会が 必要と認める者	函館工業高等専門学校，公立はこだて未来大学，函館大学， 函館市町会連合会，函館市社会福祉協議会，函館市女性会議

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道函館市東雲町4番13号

(所 属) 函館市企画部計画推進室新幹線・地域交通政策課

(氏 名) 小島 絵美

(電 話) (0138) 21-3625

(e-mail) bus@city.hakodate.hokkaido.jp

(別紙) 実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における
運賃割引率について

	事業者名	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	その他
1	(株)桔梗ハイヤー	1 割引	1 割引	1 割引	—
2	道南ハイヤー(株)	1 割引	1 割引	—	高齢者割引（1割引）
3	函館交通(株)	1 割引	1 割引	—	—
4	東海ハイヤー(株)	1 割引	1 割引	—	高齢者割引（1割引）
5	函館第一交通(株)	1 割引	1 割引	—	—
6	(株)函館第一交通	1 割引	1 割引	—	—
7					
8					
9					
10					

上記のほか、函館市において以下内容の重度身体障害者等タクシー料金助成事業を実施。

対象：一定の基準を満たす身体障害者および知的障害者

助成内容：タクシー運賃の基本料金を助成する乗車券を、年間36回を上限として交付